

(仮称) 仙台市教育構想 2026

【骨子案】

令和7年8月

仙台市教育委員会

目 次

第1章（仮称）仙台市教育構想 2026 の策定について	- 1 -
1. 策定の趣旨	- 1 -
2. 教育構想の位置づけ	- 1 -
3. 計画期間	- 2 -
第2章 教育をめぐる現状と課題	- 3 -
1. 教育をめぐる社会環境の変化	- 3 -
2. 国の動向	- 4 -
3. 本市の取組状況と課題	- 6 -
第3章 基本理念	- 10 -
第4章 教育施策	- 12 -
1. 教育施策の基本方針	- 12 -
2. 各種施策	- 13 -
基本方針1 学びの機会を守る学校教育 ― いじめ対策・不登校児童生徒等支援	- 13 -
基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育	- 14 -
基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育	- 16 -
基本方針4 学びを通じて人と地域がつながる生涯学習	- 17 -
基本方針5 学びを支える持続可能な体制づくり	- 18 -
3. 教育施策を進めるための各主体の役割	- 20 -
第5章 教育施策の推進体制	- 21 -
1. 進行管理	- 21 -
2. 関係部局との連携の推進	- 21 -
3. 多様な主体との連携・協働の推進	- 21 -
4. 情報の発信	- 21 -
資料編	- 21 -

第1章 (仮称)仙台市教育構想 2026 の策定について

1. 策定の趣旨

これまで本市では、教育の基本理念や基本方針を定める「仙台市教育構想 2021」を令和3年3月に策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念のもと、6つの基本方針を掲げ、各種教育施策を推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動や交流において一定の制約を余儀なくされたほか、社会のグローバル化やAIなどの技術革新が急速に進展するなど、社会情勢が目まぐるしく変化するとともに、教育を取り巻く環境についても、取り組むべき課題が複雑化・多様化している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を振り返り、今後5年間の本市教育における基本理念や教育施策の方向性を示す「(仮称) 仙台市教育構想 2026」を策定します。

2. 教育構想の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

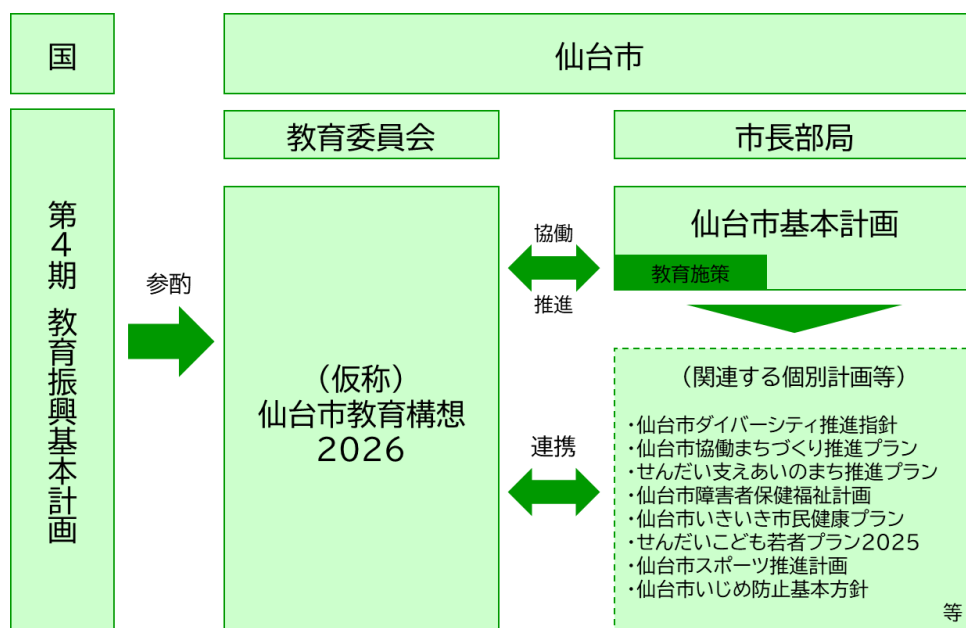
教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第4期教育振興基本計画」(計画期間：令和5年度～令和9年度)を令和5年6月に策定しています。

(2) 本市の関連計画との関係

「仙台市基本計画」におけるまちづくりの理念「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を共有し、その中で示される教育分野の施策を協働して推進します。

また、「仙台市ダイバーシティ推進指針」など、本市の教育に関連する個別の計画等の内容を踏まえ、連携を図りながら、教育の振興に取り組みます。



3. 計画期間

国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、「仙台市教育構想 2021」における期間を5年としたこと、仙台市基本計画が令和12年度でその計画期間を終えることから、本教育構想の期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2章 教育をめぐる現状と課題

1. 教育をめぐる社会環境の変化

(1) 将来の予測が困難な時代

現代は、世界的な感染症の流行や国際情勢の不安定化、自然災害の激甚化など、将来の予測困難性が高く、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字をとって「VUCA」の時代とも言われています。こうした変化が激しく、将来の予測が困難な時代においては、多様な他者と協力しながら、変化する環境に柔軟に対応していくことが求められます。

(2) 学校教育におけるICT環境の整備と活用

GIGAスクール構想のもと、学校教育におけるICT化が進められていたことに加え、世界的な感染症の流行などの影響により、児童生徒1人1台の端末整備が実現したほか、オンライン授業やデジタル教材活用の充実など、教育現場におけるICT活用が広がっています。

今後は、教員のICT活用能力の向上や情報モラル教育の充実、家庭との連携強化など、ICTを効果的に活用するための体制整備が求められます。また、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの両立を図るとともに、その基盤となる一人ひとりの情報活用能力を向上させていくことが重要です。

(3) デジタル技術の急速な発展

生成AIやIoT(Internet of Things)などの技術革新が急速に進む中、今後、労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等に代替される可能性が指摘されています。そうした社会においては、新しいものを創り出す想像力や、他者と協働しチームで問題を解決するといったAIでの代替が難しい能力が、より一層求められます。

(4) グローバル化の進展と多様性の尊重

人やモノ、情報の国境を越えた移動が活発化し、多様な文化や価値観を持つ人々との共生が日常的になっています。本市においても、外国人住民数が増加傾向にある中、東北大学の「国際卓越研究大学」認定など、身の回りでのグローバル化がますます進展することが予想されており、異文化への理解や積極的にコミュニケーションを取ろうとする姿勢の重要性が増しています。また、国籍や文化のほかにも、障害の有無や年齢、家庭環境など、社会の多様化が進む中で、一人ひとりが多様な他者を尊重し、調和を取りながら受容していくことが求められます。

(5) 教育に対するニーズの多様化

持続可能な開発目標(SDGs)では、「誰ひとり取り残さない」を理念に、教育分野においては「質の高い教育をみんなに」として、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育の提供を目標に掲げています。全国的にいじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向にあるほか、特別支援教育を受ける児童生徒や外国にルーツのある児童生徒など、こどもたちが置かれた状況が多様化・複雑化している中、個々の状況に応じた支援や学習機会の提供に対する需要が高まっています。

(6) 人口減少と少子高齢化

全国規模での人口減少と少子高齢化が進展しており、令和 19（2037）年には人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上になるほか、令和 38（2056）年には人口が 1 億人を下回ると推計されています。本市においても、人口減少や少子高齢化の進展が予想されており、働き手や地域活動を担う人材の減少や、児童生徒数の変動に応じた学校規模や施設のあり方などの課題が指摘されています。

(7) 地域・家族形態の変容

単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により 1 世帯当たりの人数が減少傾向にあるほか、こどものいる世帯においても共働き世帯の割合が増えています。こうした地域のつながりの希薄化や家族形態の変容が進む中、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が指摘されています。

2. 国の動向

(1) 第4期教育振興基本計画の策定

国においては、令和 5 年 6 月に第 4 期教育振興基本計画を閣議決定し、2040 年以降の社会を見据えた教育施策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げ、以下 5 つの基本方針を示しています。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家族で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 令和の日本型学校教育の推進

中央教育審議会は令和 3 年 1 月に、社会の在り方が劇的に変わる Society5.0 時代や感染症拡大など先行きが不透明な時代の到来を見据え、全てのこどもたちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」について答申を取りまとめました。答申では、GIGA スクール構想により整備が進んだ ICT 環境を基盤とし、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

また、令和 6 年 8 月には、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申し、学校教育の質の向上を通じた、全てのこどもたちへのよりよい教育を実現するために、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要とされています。

(3) 学習指導要領の実施と改訂に向けた審議

現行の学習指導要領は、幼稚園では平成 30 年度、小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度から全面実施されたほか、高等学校では令和 4 年度に入学した生徒から年次進行で実施されています。

学習指導要領では、児童生徒に必要な資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理し、それらを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

また、3つの資質・能力をバランスよく育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善や、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立などが求められています。

令和6年12月には、次期学習指導要領の在り方について中央教育審議会に諮問が行われ、改訂に向けた審議が実施されています。

(4) GIGAスクール構想第2期

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の本格的な活用が全国の学校で展開される中、地域・学校間の活用格差をはじめとした様々な課題の顕在化を踏まえ、国では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」(令和5年11月2日閣議決定)において、「国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、地方公共団体への徹底的な伴走支援を継続しつつ、日常的な端末活用を行っている地方公共団体の故障率も踏まえた予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」としています。

(5) COCOLOプランの策定

文部科学省は令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を策定しました。プランでは主な取組として「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する」「学校の風土の『見える化』を通じて、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」の3つを挙げ、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを社会全体で実現することを目指すとしています。

(6) 今後の生涯学習・社会教育のあり方

中央教育審議会の生涯学習分科会は、今後の生涯学習や社会教育の議論において、学校教育を受けた後も職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るという生涯学習の役割や、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生むという社会教育の役割が、時代・社会の変化に見合ったものに変化していくことが求められると指摘しました。人生100年時代や変化の激しい時代においては、これらに加え、「ウェルビーイングの実現」「地域コミュニティの基盤」「社会的包摂の実現」といった役割や、デジタル社会への対応が重要とされています。

(7) 公立小学校の学級編制の標準の引き下げ

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に令和3年度から令和7年度にかけて、段階的に引き下げるなどが定められました。

(8) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正

学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教師が日々生き生きと子どもたちに向き合い、子どもたちによりよい教育を実現できるよう、教師を取り巻く環境整備を総合的に進めるため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正さ

れました。改正法では、教育委員会に対して学校における働き方改革に関する計画の策定やその実施状況の公表を義務付けるほか、学校の組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための「主務教諭」の職の新設、教職調整額を10%へ段階的に引上げることなどが定められました。

(9) こども基本法の制定・こども家庭庁の創設

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。この法律では、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども政策を強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に取り組む独立した行政組織として、こども家庭庁が創設されました。教育については引き続き文部科学省のもとで充実を図り、こども家庭庁は全てのこどもの健やかな成長を保障する観点から必要な関与を行うことにより、両省庁が密接に連携して、こどもの健やかな成長を目指すこととしています。

3. 本市の取組状況と課題

本市では、令和3年3月に「仙台市教育構想2021」を策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念の実現に向け、教育施策の基本的方針を6つ掲げ、37の分野で施策を展開してきました。

これら教育施策の推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、社会環境や教育課題の変化を捉えつつ、事業の追加や見直しを行いながら、効果的な教育施策の進行管理に取り組んでまいりました。

ここでは、「仙台市教育構想2021」の6つの基本方針について、それぞれの取組状況と今後の課題を示します。

基本方針Ⅰ 夢と希望をもち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

仙台版キャリア教育「仙台自分づくり教育」などを通じ、児童生徒が自ら学ぶ意欲や、人や社会との関わりを大切にする態度などの社会的・職業的自立に必要な力の育成に取り組んだほか、新たに配備された1人1台端末を活用し、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びと、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを推進してきました。

グローバル化の進展など、変化の激しい時代においては、自ら学ぶ意欲を持ち、多様な他者と積極的に関わり合いながら課題に取り組む姿勢がますます重要となるため、新たに取り組む国際的視点に立った教育など、探究的な学びの機会の充実を図る必要があります。また、ICT環境を活用した授業改善や、不登校等の事情を抱える児童生徒への学びの機会の充実に取り組む必要があります。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

いじめの未然防止・早期発見の取組として、相談体制の整備や、専任教諭の配置などの組織的対応力の向上に取り組むとともに、命を大切にすることや、多様性を認め自他を大切にする態度を育む取組を行いました。また、本市独自の標準学力検査等の結果を活用した授業の改善、アス

リート派遣などによる児童生徒の運動意欲の向上、東日本大震災の遺構を活用した防災教育なども行いました。

児童生徒が安心して学び、健やかに成長することができるよう、引き続き未然防止・早期発見の取組や体制強化を着実に継続していく必要があります。また、児童生徒が人生を拓く基礎となる「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」をバランスよく育むことや、震災後に生まれた児童生徒がますます増えていく中で、震災の経験や教訓を引き継ぎながら、命や互いに支え合うことの大切さを学ぶ機会を整えることが求められます。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

不登校児童生徒などの学校内での居場所となる「ステーション」の設置校数や、軽度の障害がある児童生徒へ一部特別な指導を行う通級指導教室数を拡充したほか、東北地方初となる公立夜間中学を開設するなど、一人ひとりに応じた学びの機会の充実に取り組みました。また、小中学校全学年での 35 人以下学級編成や教職員の働き方改革など、教職員が児童一人ひとりと向き合う機会の充実に取り組みました。

不登校児童生徒や障害等により配慮が必要な児童生徒、外国にルーツのある児童生徒などが増加傾向にあることから、一人ひとりに応じた多様な学びの機会の確保と教育の充実により一層進めていく必要があります。また、児童生徒の学びを支える教職員が、心身共に健康で、生き生きした姿で児童生徒一人ひとりと向き合い、やりがいや誇りをもって仕事に取り組むことができる環境整備が一層求められます。

基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

感染症の影響により対面での活動が制限される中で、ICTを活用した学びの機会の確保や、社会教育事業に関わる職員の能力向上やボランティアの育成に取り組みました。また、社会教育施設においては、展示のリニューアルなどによる機能と魅力の向上に取り組みました。

開設から 75 年を迎えた社会学級など、本市の歴史の中で積み上げてきた、市民が主体的に運営し、学びの成果を地域に還元する仕組みを活かしながら、こどもから大人、障害者、外国人など多様な主体が体験や学びでつながり、主体的に学ぶことができる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

社会全体での教育を推進する仙台版コミュニティ・スクールを全市立学校・園で導入し、地域全体で学校を支える体制を整えたほか、同じような悩みを抱える保護者同士の交流の場やスクールカウンセラーなどによる相談の場を設けるなど、不安や悩みを抱える保護者への支援に取り組みました。また、仙台城跡をはじめとした史跡・遺跡、アートの視点と地域資源などを活かした学びの機会の創出に取り組みました。

少子高齢化や家族形態の変化が進む中、地域や親同士のつながりが希薄化しており、学校や地域を支える活動を担う人材を増やす取組や、保護者の不安や悩みに寄り添う取組の一層の充実が求められます。また、政宗公没後 400 年となる令和 18 年に向けた仙台城大手門復元を進めるなど、仙台の歴史や文化を活用しながら、ふるさとに対する誇りや愛着を醸成する取組が求められます。

基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

学校施設や社会教育施設の長寿命化対策やG I G Aスクール構想の推進に伴う I C T教育環境の整備を進めました。引き続き施設の計画的な保全や学校施設の空調整備など施設の機能充実を図るとともに、児童生徒数や地域の実情を踏まえた適正な学校規模の確保に取り組む必要があります。

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、 互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

■ 学都・仙台、まちと人の関わり

本市では、江戸時代の藩校「養賢堂」に始まり、明治以降には多数の教育機関が設置され、そこに多くの若者や研究者が集い、まちと関わりながら研究・教育が活発に行われることで「学都・仙台」の今日の発展につながってきました。また、戦後には社会教育が花開き、社会学級をはじめとした多彩な学びの場は市民の力を育み、多くの市民活動の萌芽を支えてきました。

全国に先駆けたバリアフリーまちづくりや、環境美化、脱スパイクタイヤ運動、防災・減災の取組など、様々な都市課題に対し、多様な主体の参画による市民協働の取組が本市では進められてきました。こうした市民の行動の積み重ねによって、暮らしやすいまちづくりが模索され、共生の礎が築かれてきた歴史が、今日の本市の大切な都市個性につながっています。

■ 「学びの循環」の継承

こうした背景をもとに、これまで本市においては、人づくりとまちづくりをつなげ一体のものとして進めるため、教育の基本理念に「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」を掲げ、多岐にわたる取組を進めてきました。「学びの循環」とは、一人ひとりが学びを活かして交流することで、まちは発展し人を育む土壌となり、一人ひとりのさらなる学びや活動につながるという考え方であり、今後においても踏襲すべき重要な立脚点と捉えています。

■ 育てたい「人」

現代社会は、情報化やグローバル化の急速な進展とともに、頻発する自然災害や感染症の流行、貧困、環境問題など、多くの地球規模の課題を抱えており、将来の変化の予測が困難な「VUCA」の時代とも言われており、生涯にわたって自ら学び続ける姿勢や習慣はより重要性を増しています。こうした姿勢を持つことが、変化が激しい社会においても、新たな学びを得て、それを活かしながら課題を解決する力や可能性を探究する力につながります。

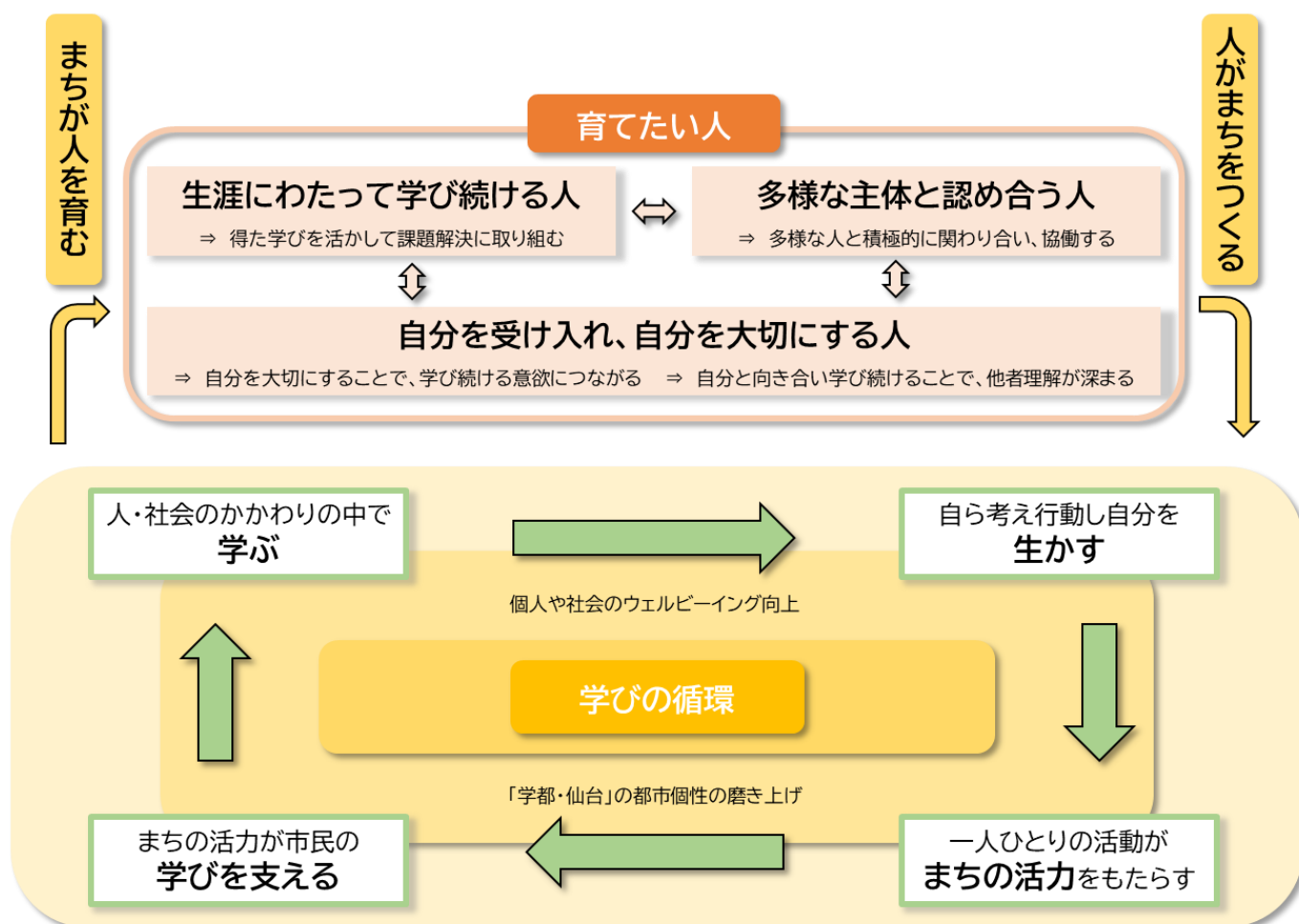
グローバル化や価値観の多様化などが進む中、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく共生し、すべての人が持てる力を発揮できるまちづくりが求められています。多様性に目を向け、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することは、多様な人と積極的に関わり合い、協働しながら社会の変化を乗り越え、共に未来の社会を創り出す力につながります。

こうした学び続ける姿勢や互いを尊重する気持ちを持つ上で基礎となるのは、自分自身を認めることです。他者との関わりの中で自分自身と向き合い、自分を受け入れ、自分を大切にすることは、学び続ける意欲につながり、また、学び続けることは他者理解を深めることにもつながります。このことは、人生100年時代と言われる中、こどもたちだけではなく大人にも大切なことです。

■ 本市教育の使命と基本理念

人生 100 年時代といわれる中、こうした力や姿勢を備えることは、こどもだけではなく大人にとっても大切なことであり、それを支えることは本市教育の使命です。「学びの循環」のもと、自分を受け入れ、自分を大切にしながら、多様な他者と互いに認め合い、生涯にわたって自ら学び続ける人を育み、その一人ひとりが学びを活かして交流することで、さらなる学びや活動につながる。こうした好循環を実現することが、個人や社会のウェルビーイングの向上につながり、「学都・仙台」としての本市の都市個性のさらなる磨き上げや、持続可能なまちづくりにもつながります。

以上の考え方をもとに、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」を、本市の教育における基本理念として掲げます。



第4章 教育施策

1. 教育施策の基本方針

社会状況の変化や本市の課題などを踏まえ、今後の5年間で取り組む施策の基本的な方針を次の5つにまとめ、それぞれの考え方に沿った効果的な施策展開を行うことで、第3章に掲げた基本理念の実現を図ります。

【教育施策の基本方針】

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 基本方針1 | 学びの機会を守る学校教育 ― いじめ対策・不登校児童生徒等支援 |
| 基本方針2 | 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育 |
| 基本方針3 | 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育 |
| 基本方針4 | 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習 |
| 基本方針5 | 学びを支える持続可能な体制づくり |

基本理念

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、
互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

基本理念の実現に向けた施策の基本方針



基本方針1

学びの機会を守る学校教育 ― いじめ対策・不登校児童生徒等支援

基本方針2

主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

基本方針3

多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

基本方針4

学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

基本方針5

学びを支える持続可能な体制づくり

基本理念

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

2. 各種施策

基本方針1 学びの機会を守る学校教育 ― いじめ対策・不登校児童生徒等支援

近年、いじめの重大事態の発生件数や不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあります。本市においても、いじめ防止を最重要課題の一つと位置づけ、平成31年4月1日に「いじめの防止等に関する条例」を施行し、様々な取組を進めてきましたが、いじめの認知件数は依然として高い水準にあります。また、不登校児童生徒数も増加傾向が続いており、今後さらなる増加が見込まれます。

子どもたち一人ひとりが幸福や生きがいを感じ、ウェルビーイングの高い状態を実現するためには、すべての子どもたちが学びの機会を保障されることが不可欠です。そのため、いじめへの的確な対応と、不登校児童生徒が安心して自分らしく学べる環境の整備に、より一層取り組んでいきます。

施策1－1 いじめ防止等対策の推進

(これまでの主な事業)

いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置、いじめ対策支援員の配置、
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、
いじめ防止「きずな」キャンペーン、インターネット巡視、スクールロイヤーによる相談支援

施策1－2 不登校児童生徒支援の推進

(これまでの主な事業)

「ステーション」の設置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、
教育支援センター「児遊の杜」「杜のひろば」の教育支援・訪問相談支援、
ICTを活用した不登校児童生徒支援

施策1－3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進

(これまでの主な事業)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者支援、
不登校に関する保護者支援（親の会）

基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

グローバル化の進展など、環境の変化が激しい時代においては、自ら学び続ける意欲を持ち、多様な他者と積極的に関わり合いながら、課題の解決や未来の社会を創り出す力につなげていく姿勢が、これまで以上に重要となっています。

こうした姿勢を育むために、自ら問いを立て、他者と協働しながら答えを探究する主体的・対話的で深い学びの機会のさらなる充実に取り組むとともに、新たな知識や技能を得て応用することができる「確かな学力」や、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体」といった、よりよく生きる力を育む学校教育の実現を目指します。

施策2－1 国際的視点に立った教育の推進

（これまでの主な事業）

新教科設置準備、A L T配置拡充、外国語教育の推進

施策2－2 仙台自分づくり教育の推進

（これまでの主な事業）

職場体験活動、夢教室・職業講話、たくましく生きる力育成、仙台子ども体験プラザ、
楽学プロジェクト

施策2－3 仙台版防災教育の推進

（これまでの主な事業）

震災遺構仙台市立荒浜小学校の活用、仙台版防災教育副読本の活用

施策2－4 きめ細かな指導の充実

（これまでの主な事業）

標準学力検査、生活・学習状況調査、少人数指導、大学連携による指導力向上、
科学館学習・天文台学習

施策2－5 I C Tを活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進

（これまでの主な事業）

児童生徒の情報活用能力の育成、I C Tを活用した授業実践

施策2－6 幼児期からの切れ目ない教育の推進

（これまでの主な事業）

幼保・小連携推進、スタートカリキュラムの実施、小1生活・学習サポーター、小中連携推進

施策2－7 魅力ある高校教育の推進

（これまでの主な事業）

特色ある高校づくり、進路指導支援（就職支援員の配置、スキルアップセミナー等の実施）

施策２－８ 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進

（これまでの主な事業）

学校における食育の推進、生活習慣向上への取組、食物アレルギー対応

施策２－９ 体力の向上を目指した運動の日常化の推進

（これまでの主な事業）

児童生徒の体力・運動能力向上、部活動指導員等の派遣、部活動地域展開の検討

基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

グローバル化が進む現代においては、多様な価値観を認め合い、互いを尊重しながら、一人ひとりの可能性を伸ばし、協働して未来の社会を創り出す力が一層求められています。

そのためには、多様性に目を向け、自他を尊重し認め合う「豊かな心」を育むとともに、様々な環境にある一人ひとりが自分らしく学べる機会を保障し、自らの可能性を広げていくことができる学校教育の実現が必要です。

施策 3－1 互いを理解し思いやる心を育む教育の推進

(これまでの主な事業)

道徳教育、命を大切にする教育、音楽・芸術の鑑賞会

施策 3－2 特別支援教育の充実

(これまでの主な事業)

特別支援学級・通級による指導体制の充実、インクルーシブ推進教諭の配置、
指導支援講師・指導支援員・指導補助員・介助員・看護師の配置

施策 3－3 様々な学びの求めに応じた支援の充実

(これまでの主な事業)

帰国・外国人児童生徒等支援、夜間学級（夜間中学）、ICTを活用した療養中児童生徒支援

基本方針4 学びを通じて人と地域がつながる生涯学習

人生 100 年時代を迎え、障害の有無や国籍にかかわらず、こどもから大人までが生涯にわたって学び続けることの重要性が高まっています。

一人ひとりが、それぞれのライフステージやニーズに応じた学びの機会を得られる環境を整備するとともに、学びの成果を地域に還元したり、児童生徒が学校で培った探究的な学びの姿勢を地域で発揮できるような仕組みづくりに取り組みます。

施策 4－1 市民の主体的な学びの支援

(これまでの主な事業)

市民センターにおける講座、高等学校開放講座、こどもの読書活動の推進

施策 4－2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供

(これまでの主な事業)

社会教育施設の運営と機能充実、ミュージアム連携

施策 4－3 ICTを活用した多様な学びの提供

(これまでの主な事業)

電子図書館、生涯学習情報の提供

施策 4－4 学びにつながる支援の充実

(これまでの主な事業)

障害者の生涯学習推進、デイジー資料の貸出、SMTバリアフリーデザイン事業

施策 4－5 地域における学びと実践の機会の充実

(これまでの主な事業)

社会学級、市民センターにおける住民・こども・若者参画型事業

施策 4－6 歴史や文化を活かした学びの充実

(これまでの主な事業)

仙台城跡整備、郡山遺跡整備、文化財の調査・普及啓発

施策 4－7 アートを活かした地域の魅力の創出

(これまでの主な事業)

せんだい・アート・ノード・プロジェクト、アートとメディアを利用した市民力の育成

基本方針5 学びを支える持続可能な体制づくり

各種教育施策を効果的に推進するためには、その基盤となる施設整備や人材の確保・育成が不可欠です。

教育施設や教育環境の適切な整備に加え、教職員をはじめとする教育を支える人材が意欲的に教育活動に取り組める環境を整えるとともに、学校と地域社会、家庭が連携・協働し、社会全体で子どもを育てる体制のさらなる充実を図ります。

【学校教育】

施策５－１ 一人ひとりに向き合うための教職員の働き方改革

（これまでの主な事業）

35人以下学級、チーム担任制、校務支援システム、学校版BPR、巡回型カウンセリング

施策５－２ 教員の資質・能力の向上と人材確保

（これまでの主な事業）

いきいき教員づくり研修、学力サポートコーディネーター、教員のICT活用能力向上、特別支援学級パワーアップサポート事業、教員採用選考・広報

施策５－３ 学校規模適正化の推進

（これまでの主な事業）

学校規模適正化推進、交流学习の実施

【生涯学習】

施策５－４ 社会教育事業に携わる職員の育成

（これまでの主な事業）

嘱託社会教育主事の育成、社会教育施設職員研修

施策５－５ 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進

（これまでの主な事業）

社会教育施設運営ボランティアの育成、ジュニアリーダーの育成

【地域・家庭】

施策５－６ 地域と共に歩む学校づくりの推進

（これまでの主な事業）

仙台版コミュニティ・スクール、学校支援地域本部、地域学校協働活動、放課後子ども教室、PTA活動への支援、地域コーディネーター研修、学校防犯巡視員、ボランティアによる防犯巡視

施策５－７ 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進

（これまでの主な事業）

家庭学習の推進、子育て講座

施策５－８ 学びを支える経済的な支援

（これまでの主な事業）

就学援助、高等学校等就学資金借入支援制度、
フリースクール等民間施設に通所する児童生徒の交通費補助

【施設整備】

施策５－９ 学校や社会教育施設の計画的な整備

（これまでの主な事業）

施設老朽化対策、特別教室・体育館の空調整備、トイレ洋式化

施策５－10 ICT教育基盤の整備

（これまでの主な事業）

校内ネットワーク整備、１人１台端末更新

3. 教育施策を進めるための各主体の役割

基本方針に基づく教育施策を進め、基本理念の実現につなげていくためには、本市の教育に関わる各主体が、その役割を意識し、互いに連携しながら取り組むことが不可欠となります。

【学校の役割】

学校は、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めながら、社会でよりよく生きるために必要な力や、自他を尊重し、多様な人々と協働しながら学び続ける態度を育みます。また、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出すことができる学びの環境を整えるとともに、教職員が生き生きと児童生徒と向き合い、やりがいや誇りをもって教育活動に取り組める職場環境の構築を図ります。さらに、これまで培ってきた地域や家庭との協働の基盤を一層強化し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

【地域の役割】

地域は、日常的な大人との関わりや多様な体験機会の提供を通じて、こどもたちが社会性や自主性を育む場であるとともに、ライフステージに応じた学びの場としての役割も担います。また、生涯学習や地域課題への参画を通じて、住民同士のつながりや生きがいを創出し、課題解決に取り組む力や社会教育を担う人材の育成にも寄与します。学校や社会教育施設を地域の交流の核とし、家庭とも連携しながら、こどもの育ちを支える豊かなコミュニティの形成を目指します。

【家庭の役割】

家庭は、すべての教育の出発点として、こどもとのふれあいを通じて豊かな情操を育むとともに、基本的な生活習慣や自立心など、心身の調和のとれた発達に大きな役割を果たします。保護者は、こどもの教育に対して第一義的な責任を有しており、学校や地域、行政と連携し、相互に支え合いながら、こどもの健やかな成長を支えています。

【教育委員会の役割】

教育委員会は、学校教育、社会教育、家庭教育の各分野において、すべての人に安心で充実した教育機会が提供されるよう、環境を整備する責務を担います。教育構想に基づき、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を十分に果たせるよう支援を行い、各種教育施策を着実に推進します。

第5章 教育施策の推進体制

1. 進行管理

教育構想に基づき推進する施策については、定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を毎年度行います。

施策の点検には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、成果目標や関連する指標を設定することで効果的な推進を図ります。

社会環境や教育課題の変化を踏まえつつ、前年度の執行状況に対する教育委員会による自己評価や学識経験者の評価を活かし、次年度以降の教育施策の見直しや事業の追加・修正等を行います。

2. 関係部局との連携の推進

市民の学びにつながる取組は、子育て・福祉・まちづくり・市民協働・環境・地域経済など、様々な分野を所管する他の部局においても行われており、より効果的で厚みのある取組が可能となるよう、関係部局との相互連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織横断的な取組を展開します。

3. 多様な主体との連携・協働の推進

教育構想における各種施策を効果的に推進するために、学校・地域・家庭の各主体が主体的にこどもの教育や生涯の学びにおける役割を果たせるよう支援するとともに、各種団体・企業・大学など多様な主体との連携・協働の充実を図ります。

4. 情報の発信

教育構想の実現のためには、「学び」の主体である市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、教育施策の基本的な方針や各種取組の内容などについて、分かりやすく丁寧な情報提供に取り組み、本市教育の基本理念が幅広い市民に浸透するよう努めます。

資料編

※各種データやプランの策定経過を記載

